作業主任者の選任について再確認をお願いします。

姫路労働基準監督署

作業主任者は、労働安全衛生法第 14 条により、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、その作業の区分に応じて選任が義務付けられているものです。

皆様の事業場において、作業主任者を選任すべき作業があるかを確認いただき、選任していない場合は、有資格者より選任を行って下さい。

参考までに、「金属アーク溶接等作業」・「特別有機溶剤業務」関係について掲載いたします。

金属アーク溶接等作業
特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法**を**決定**し、**労働者**を**指揮**すること

② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置**を**1か月を超えない期間**ごとに**点検**すること

③ **保護具**の使用状況を監視すること

特別有機溶剤業務
特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

◆「有機溶剤作業主任者技能講習」の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任

◆作業主任者の職務

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること

② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を１カ月以内ごとに点検すること

③ 保護具の使用状況を監視すること

④ タンクの内部において特別有機溶剤業務※に労働者が従事するときは、有機則第26条に定める措置が講じられていることを確認すること

※特別有機溶剤業務：エチルベンゼン塗装業務、1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びクロロホルム等有機溶剤業務